

## Ⅲの柱

子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

## 基本目標5

地域社会の連携の強化

**基本方策⑪ 家庭・学校・地域の連携****【現状と課題】**

家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や豊かな情操、基本的倫理観、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担うものです。全ての親が家庭教育を安心して行えるよう、家庭教育の自主性を尊重しつつ、地域社会が一体となって支援していく必要があります。

また、子どもたちの学びを支援するためには、学校、家庭、地域、企業、高等教育機関などが連携して教育に取り組む体制づくりを進めるとともに、地域住民の絆を深め、つながりや支え合いにより地域コミュニティを形成し、地域全体で子どもたちの成長を支えていく必要があります。

特に、学校や社会教育施設等を地域コミュニティの中核と位置付け、多様な人々のネットワークや協働体制を確立することが必要です。

このため、地域住民等の参画により、学習や体験活動など、子どもたちの多様な教育活動を支援する取組を推進するとともに、学校と地域を結ぶ人材を引き続き育成していくことにより、地域の教育力向上につなげることが大切です。

また、共働き世帯の増加や雇用環境の多様化に伴い、学齢期における子育て支援のニーズも増加しています。保護者が昼間いない家庭などの子どもが安心して過ごせる遊びや生活の場の整備が必要です。



学校を核とした県内 1000 か所ミニ集会

## 【主な施策の方向性】

### (1) 家庭教育への支援（学事課、男女共同参画課、教育庁生涯学習課）

- ・ 全ての親が家庭教育を安心して行えるよう、家庭教育の自主性を尊重しつつ、親の学びの機会や発達段階に応じた子育てなどについての情報提供を行います。
- ・ 家庭教育が困難な状況にある家庭に対して相談対応の充実を図るなど、地域社会が一体となった支援を推進します。
- ・ 学校・家庭・地域がそれぞれ相互に協力・協働して、家庭教育の推進を図ります。

### (2) 地域とともに歩む学校づくり（教育庁教育政策課、教育庁生涯学習課）

- ・ 保護者や地域住民が、ボランティアとして学校運営に参画することで、より良い教育の実現とともに、地域に開かれ、地域とともに歩む学校づくりを目指します。
- ・ 学校運営に支障のない範囲で学校施設を開放し、地域住民の学習の促進や体力の向上、健康の増進を図るとともに、子ども・若者と地域住民との交流を図ります。
- ・ 地域との協同により、地域と共に生きる自立した社会人の育成を目指します。

### (3) 子どもの「居場所」づくりの推進（子育て支援課、教育庁生涯学習課）

- ・ 全ての子どもを対象に、安心・安全な活動拠点（居場所）づくりのため、放課後や土曜日等に余裕教室等を活用し、地域の人々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、交流活動等を行うなど、放課後子供教室の取組を推進します。
- ・ 就労等で保護者が昼間家庭にいない児童の健全育成の場である「放課後児童クラブ」の整備を推進します。
- ・ 「放課後子ども総合プラン」に基づき、「放課後子供教室」と「放課後児童クラブ」とを一体的に又は連携して実施することにより、児童の放課後対策の充実に努めます。

## ◎関連指標

	現状（基準年）	目標（H34）
[学校と地域との連携] 教育課題について語り合う集会※を地域住民と連携して企画・運営している学校の割合	66.7% (H28)	76.0%

※教育課題について語り合う集会は、「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」という名称で実施。

## ◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
家庭教育支援事業	家庭教育の充実を図るための推進委員会の開催、企業での家庭教育講座の開催、家庭教育相談の担当者を対象とした研修会等を実施する。 また、リーフレットやウェブサイトを活用し、親への情報発信等を行う。 さらに、子育て中の保護者が孤立することを防ぐため、市町村が設置する「家庭教育支援チーム」の運営費に対して助成する。 (教育庁生涯学習課)
学校を核とした県内1000か所ミニ集会	地域住民の声を学校運営に生かす開かれた学校づくりや地域コミュニティの構築を目的として、原則として県内全ての公立小・中・高・特別支援学校を会場に、学校職員と保護者や地域住民が学校・家庭・地域の様々な教育課題について、膝を交えて本音で語り合う集会を実施する。 事業の推進を図るため、ミニ集会の実施の手引きやリーフレットを作成するとともに、ホームページにおいて各学校の取組の紹介などを行う。 (教育庁生涯学習課)
放課後子供教室推進事業	全ての子供を対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全に配慮しながら地域住民の参画を得て、交流活動等に取り組むなど、心豊かで健やかな子供の育成を目指す。 また、「放課後子供教室」と「放課後児童クラブ」との一体型又は連携型の取組を推進するため、両スタッフを対象とした研修会の実施や広報紙の発行等を行う。 (教育庁生涯学習課)
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る。 (子育て支援課)